

教職員の処分について

教職員の処分を次のとおり行いました。本件につきましては、関係者並びに市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 「教職員の盗撮」に係る処分

項 目	内 容
処分を受けた教職員	市立小学校 教諭（25歳）
事 案 の 概 要	当該教諭は、令和7年5月中旬から6月上旬にかけて、勤務校内の複数の女子トイレに、児童を盗撮する目的で小型カメラを設置した。 6月9日（月）、トイレに設置された小型カメラが発見されたことにより、事案が発覚したもの
処 分 の 内 容	免職
処 分 年 月 日	令和7年6月19日

2 上記事案に係る処分等（管理監督責任）

項 目	内 容	
処分等を受けた教職員 及び処分等の内容	市立小学校 校長	文書訓告
処 分 等 年 月 日	令和7年6月19日	

問合せ先
教職員課
電話 042-707-7438